

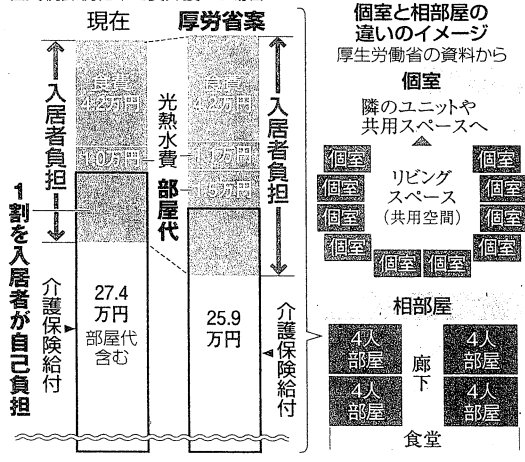
2014.10.30

特養の相部屋 自己負担案

月1.5万円軸 低所得者は免除

特別養護老人ホーム（特養）の相部屋の部屋代について、一定の所得がある入居者には全額負担してもらう案を厚生労働省がまとめた。入居者が新たに負担する部屋代の基準額は月1万5千円を軸に検討する。来年4月の実施を目指す。

特別養護老人ホーム 相部屋の入居者負担額



特別養護老人ホーム
介護が必要なお年寄りのための介護保険施設のひとつ。社会福祉法人や自治体が運営し、入浴やトイレ、食事などの介助をする。民間企業などが運営する有料老人ホームより一般的に費用は安い。厚生労働省によると、8月時点で全国に881施設ある。入居者の8割以上が要介護3以上。入居待機者は昨年10月時点で52万4千人いる。

厚労省によると、特養の入居者は52万人で、うち相部屋は32万人いる。4人部屋などの相部屋は居住環境が劣るとして、部屋代は介護保険から給付され、利用者からは徴収していない。一方、個室の部屋代は原則、全額が利用者負担だ。

料金は月3万5千～6万円ほど。個室入居者や自宅で介護を受けている人とのパランスを取るため、相部屋も部屋代を徴収することとした。

自己負担となる部屋代は1万5千円を軸に検討する。ただし住民税非課税などの低所得者には、部屋代を新たに補助して負担が増えないようにする方針だ。実際に負担増となるのは、夫婦2人世帯で本人の

年金収入が211万円を超す人、単身世帯で155万円を超す人、など最大6万人ほどとみられる。

厚労省は、相部屋に入る人が払う光熱水費の値上げも提案した。いまは月1万円だ。2005年10月から据え置かれていたが、光熱水費が値上がりしているとして、来年度から1万1千円ほどにしたいと考えた。

政府の社会保障国民会議は昨年、負担を「年齢別」から「負担能力別」に切り替えることを掲げた。「在宅重視」も打ち出した。相部屋代の自己負担化はこうした見直しの流れに沿うものだ。厚労省は前回201

2年度の介護報酬改定でも月8千円の相部屋代を提案した。だが、この時は理解が得られず、導入は見送られた。

特養をめぐるのは、負担増・サービス縮小の見直しが進む。来年度からは新規入居を原則、「要介護3」以上に限る。また低所得者向けに介護施設の食費などを補助する制度は、来年8月から一定の預貯金を持つ人を対象から外す。

厚労省は入居者の尊厳を守るとして、特養の「原則個室化」の方針を打ち出している。今後も方針は変えないとする。だが今回の見直しで相部屋を事実上容認する形となる。(藤西晴子)